

# 国民健康保険税の税率が改正されます

国民健康保険の広域化により、県から示された標準保険税率に基づき、令和元年度の国民健康保険税率を改正しました。また、国の制度改正により、賦課限度額(医療分のみ)と軽減判定所得の基準額が引き上げられました。

## 国民健康保険税の税率改正

### 国民健康保険税の税率

区分		改正前	改正後
医療分	所得割	7.20%	6.40%
	均等割	24,000円	22,000円
	平等割	26,000円	23,000円
	課税限度額	580,000円	610,000円
支援分	所得割	1.90%	2.10%
	均等割	11,000円	12,000円
	課税限度額	190,000円	190,000円
介護分	所得割	1.70%	1.70%
	均等割	13,000円	13,000円
	課税限度額	160,000円	160,000円

※青字は改正部分です

### 用語解説

- **医療分(医療給付費分)**…病気やけがをしたときの医療給付費分として、国民健康保険加入者全員が負担
- **支援分(後期高齢者支援金分)**…後期高齢者医療制度への支援金分として、国民健康保険加入者全員が負担
- **介護分(介護納付金分)**…介護保険制度を支える財源として、40歳から64歳までの国民健康保険加入者全員が負担
- **所得割**…前年中の総所得金額から33万円を差し引き、所得割率を乗じます。
- **均等割**…加入者一人ごとの税額
- **平等割**…加入者の世帯ごとの税額
- **課税限度額**…課税される限度額で、各区分の限度額を超えることはありません。

## 軽減判定所得基準額の引き上げ

国民健康保険税には、前年中の所得が一定額以下の世帯に対し、負担を軽くする軽減措置があります。軽減措置の対象を拡大するため、5割と2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額が引き上げられました。

区分	世帯の合計所得	
	改正前	改正後
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円+(27万5千円×被保険者数)以下	33万円+(28万円×被保険者数)以下
2割軽減	33万円+(50万円×被保険者数)以下	33万円+(51万円×被保険者数)以下

※青字は改正部分です

※軽減措置に該当するかどうか判定する所得は、所得割を算出する際の所得とは異なります。

※被保険者数には、同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含みます。

### 減額対象となる世帯の合計所得即算表

被保険者数	1人	2人	3人	4人	5人
7割軽減	33万円以下				
5割軽減	61万円以下	89万円以下	117万円以下	145万円以下	173万円以下
2割軽減	84万円以下	135万円以下	186万円以下	237万円以下	288万円以下

※前年に比べ、世帯の所得や国民健康保険加入者が増えている場合には、保険税が下がらない場合があります。また、前年中の所得が申告されていないと、保険税の軽減制度を適用できなくなる場合がありますので、必ず申告してください。所得がなかった場合でも、申告は必要です。

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう、被保険者が保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。国民健康保険事業の安定運営のため、納期内納付を心がけましょう。